# 最低賃金に関する要望

2022 年 4 月 21 日 日本商工会議所 東京商工会議所

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い 回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好 調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた 飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維 持に対する支援が求められる。

こうした状況の中、「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠である。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながることが必要である。

最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素(生計費、賃金、支払い能力)に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。

こうした認識のもと、当所は今年度の最低賃金審議にあたり、政府に対して下記を強く 要望する。

記

#### 1. 労使代表参加のもと、中小企業の経営実態を反映した政府方針の決定を

最低賃金は 2016 年度以降、コロナ禍で全国加重平均1円の引上げとなった一昨年度を除き、名目 GDP 成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る3%台の大幅な引上げが行われてきた。

昨年度は中央最低賃金審議会「目安に関する公益委員見解」において、「経済財政諮問会議で決定された最低賃金引上げの政府方針へ特段の配慮をした上で審議を行った」旨が明記され、事実上、政府方針を追認する形で、コロナ禍に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げとなった。

法が定める最低賃金の決定プロセス、ひいては最低賃金審議会のあり方自体にも疑問を 抱かざるを得ず、各地商工会議所や地方最低賃金審議会の使用者側委員からも「地域の経 済情勢が考慮されず、データやエビデンスに基づいた審議が十分に行われていない」とい った声が多く聞かれている。

最低賃金が、中央および地方最低審議会における公労使の真摯な議論によって決定されるべきものであることは論を待たない。そのうえで、最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映したものとすべきである。

# [具体的要望項目]

〇最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方 の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映するこ と

# 2. 明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を

最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪し に関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用される。

近年の大幅な引上げにより、当所が本年2月に実施した調査では、「最低賃金引上げの直接的な影響を受けた中小企業の割合」は40.3%とここ5年で9.3ポイント増加(2017年調査時31.0%)し、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した企業の割合も65.4%に達しているなど、中小企業の負担感が増している。

中小企業は企業数の99%、雇用の約7割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎である。今年度の審議に当たっては、賃上げ率など中小企業の経営実態や地域経済の状況、雇用動向を十分に考慮するとともに、最低賃金法第9条が定める三要素(①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力)に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

#### [具体的要望項目]

〇最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとと もに、法が定める三要素(生計費、賃金、支払い能力)に基づき、各種指標・データに よる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

#### 3. 中小企業が自発的に賃上げできる環境整備に向けた取組の推進を

当所が本年3月に実施した調査では、2021年度に所定内賃金の引上げを実施した企業 (予定含む) は46.7%であり、そのうちの7割の企業は業績の改善に裏打ちされていない 賃上げ (防衛的な賃上げ) である。また、昨年11月に実施した調査では、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁ができていないとする企業が、BtoB、BtoCともに8割に達している。

政府には、デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援など生産性向上に資する支援 策や「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化を一層推進することで、中小企業が 自発的に賃上げできる環境を整備していただきたい。

特に、取引適正化に関して、政府は昨年12月にとりまとめた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に加えて、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「5つの取組(※)」を本年2月に公表したが、これらの取組を粘り強く継続するとともに、実施状況のフォローアップ等を通じて実効性を強化されたい。

最低賃金引上げに対する主な支援策であり、中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上 引上げた場合に、生産性向上のための設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改 善助成金」は、昨年度に助成上限額の引上げや対象となる設備投資の範囲拡大など特例的 な要件の緩和・拡充が図られたが、これらの特例措置については、より幅広い事業者が利用できるよう恒常的な措置とし、売上高等要件の廃止を求めるとともに、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心に、より一層活用がなされるよう幅広い周知と申請手続きに係るきめ細かいフォローを実施していただきたい。また、中小企業向け「賃上げ促進税制」についても利用を促進することで、賃上げに取り組む中小企業を後押しされたい。

※5つの取組:(1)価格交渉のより一層の促進、(2)パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、(3)下請取引の監督強化、(4)知財Gメンの創設と知財関連の対応強化、(5)約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

# [具体的要望項目]

- 〇デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化の一層の推進など、中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備
- ○「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、大企業と下 請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「5つの取組」の着実な推進、フォローア ップを通じた実効性の強化
- 〇「業務改善助成金」、「中小企業向け賃上げ促進税制」の活用促進など、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心とした経営継続、雇用維持の支援

# 4. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

最低賃金は、47 都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19 の指標をもとにA~Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。

全国一律に最低賃金額を決定している諸外国の制度や、東京一極集中の是正・地方創生の 観点を踏まえ、全国で一元化すべきとの意見もあるが、現在のランク制は各地域の状況を反 映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃 金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである。

#### 「具体的要望項目〕

〇地域の経済実態に基づいたランク制の堅持

#### 5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の原資を確保するための時間も必要」といった声が聞かれている。

各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

#### [具体的要望項目]

○10月1日前後の発効ではなく、年初めまたは年度初めの発効とすること

# 6. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

特定の産業または職業について設定される特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき、 最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも高い金額水準が必要と認められ た場合に改定・新設される。

都道府県ごとに適用されるものが現在225件ある中で、昨年度、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかった特定最低賃金が61件、このうち改正の申出が無かったものが30件ある。これらに関しては、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

# [具体的要望項目]

○地域別最低賃金額を下回る特定最低賃金の廃止に向けた検討

以上